



企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(222)

◆平成 25 年度コミュニティ助成事業のお知らせ【企画政策係】

『コミュニティ助成事業』とは、財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施する、コミュニティ組織（自治公民館等）が行う事業または活動に必要な施設の整備等に対して助成する制度です。

助成事業	助成対象経費	助 成 額	事業実施主体
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な施設または設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は助成対象外とする。	100万円～250万円	・市町村 ・コミュニティ組織
コミュニティセンター助成事業	コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設または修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品に要する経費。 ただし、土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、外構に要する経費は対象外とする。	対象となる事業費の5分の3以内 (上限 1,500万円)	・市町村 ・コミュニティ組織
地域防災組織育成助成事業	地域の防災活動に必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外。	30万円～200万円	・市町村 ・自主防災組織
青少年健全育成助成事業	青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。ただし、備品は対象外とする。	30万円～100万円	・市町村 ・コミュニティ組織
共生の地域づくり助成事業	共生の地域づくりに要する経費。ただし、用地取得に要する経費は対象外とする。	ハード事業 上限 1,000万円 ソフト事業 上限 500万円	・市町村
活力ある地域づくり助成事業	活力ある地域づくり助成事業に要する経費。	・地域資源活用助成事業 ・広域連携推進助成事業 上限 200万円 ・活力ある商店街づくり助成事業 上限 1,000万円	・市町村 ・協議会 ・実行委員会 ・広域連合 ・一部事務組合

※上記の他、地域の芸術環境づくり助成事業、地域国際化推進助成事業があります。

※助成制度についての詳しい説明は、(財)自治総合センターのホームページをご覧ください。

(ホームページから申請書のダウンロードもできます。)

《申請期限》

申請を希望される場合は、9月24日(火)までに大崎町役場企画調整課までご提出ください。